

意見書

平成 20 年 10 月 29 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

平成20年9月30日付け情郵審第3002号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案(以下、「接続約款変更案」という。)に対する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 第 99 条の 10 (網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供)について

接続約款変更案第 99 条の 10 において、「網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供」の対象として、SIP サーバとイーサネットスイッチが追加されていますが、同条では、網機能情報提供対象装置の具体的な機能が開示対象とされていないため、接続事業者は開示されない機能に係る新規サービスの提供を十分に検討することができません。

特に多機能であり、提供されるサービス内容に密接に関係する SIP サーバについては、今後接続事業者による当該設備を利用した新サービスの提供も見込まれるところであり、提供交換機等の機種、提供回線種別、接続箇所等が不明の状態では、接続事業者が新サービス等の提供を検討する上で支障があります。

従って、SIP サーバ及びイーサネットスイッチについては、電気通信事業法施行規則第二十四条の五(届出を要しない機能)の対象外とすべきであると考えます。

2. その他(アンバンドル化の推進)

接続事業者による多様なサービス提供が可能となるよう、適時適切なアンバンドルは不可欠であり、競争セーフガード制度における定期的な検証のタイミングに限らず、随時接続事業者の要望に応じてアンバンドル機能の追加が行われるよう、接続約款の改訂がなされるべきと考えます。

以上